

随意契約の結果

【令和7年12月分】役務・物品購入

独立行政法人都市再生機構本社

工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量等	契約担当役の氏名及びその所属する支社等の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名及び住所	契約相手方の法人番号	予定価格	契約金額	落札率	随意契約によることとした理由	再就職役員数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
システム開発技術支援業務（労働者派遣）経企（R7年12月22日～R8年3月末）	分任契約担当役 本社 総務部長 丹 圭一 神奈川県横浜市中央区本町6-50-1	令和7年12月19日	(株) パソナ 東京都千代田区丸の内1-5-1	1010001067359	2,545,319円	2,545,319円	100.0%	本業務は機構における基幹系システムの入れ替えやサーバーの撤去等に関し、必要な知識・スキルを持った派遣労働者の受け入れを行うものである。実施に当たっては、当該業務に精通していることが必要ことから、企画提案競技方式に準じた手続きによることとした。当該法人からの提出資料を審査した結果有効なものと認められたため、会計規程第51条第1号の規定に基づき、随意契約を行ったものである。	-				
令和7年度入居促進に係るTVCM出稿等業務（単発タイム1月提供分）	分任契約担当役 本社 総務部長 丹 圭一 神奈川県横浜市中央区本町6-50-1	令和7年12月15日	(株) 電通 東京都港区東新橋1-8-1	5010401143788	57,420,000円	57,420,000円	100.0%	本業務は、当機構のUR賃貸住宅をPRし入居促進を図る業務である。当該業務には賃貸住宅の効果的なPRに関する専門の知識と企画力が求められるため、企画競争により契約相手先の選定を行った。当該法人は、最も高い評価の企画提案を行ったことから、会計規程第51条第3項第1号に基づき当該法人と随意契約を行ったものである。	-				
令和7年度入居促進に係るTVCM出稿等業務（スポット1月分）	分任契約担当役 本社 総務部長 丹 圭一 神奈川県横浜市中央区本町6-50-1	令和7年12月15日	(株) 電通 東京都港区東新橋1-8-1	5010401143788	200,000,000円	200,000,000円	100.0%	本業務は、当機構のUR賃貸住宅をPRし入居促進を図る業務である。当該業務には賃貸住宅の効果的なPRに関する専門の知識と企画力が求められるため、企画競争により契約相手先の選定を行った。当該法人は、最も高い評価の企画提案を行ったことから、会計規程第51条第3項第1号に基づき当該法人と随意契約を行ったものである。	-				
令和7年度後期C/Pに係るOOH出稿等業務	分任契約担当役 本社 総務部長 丹 圭一 神奈川県横浜市中央区本町6-50-1	令和7年12月25日	(株) 電通 東京都港区東新橋1-8-1	5010401143788	76,787,843円	75,725,689円	98.6%	本業務は、当機構のUR賃貸住宅をPRし入居促進を図る業務である。当該業務には賃貸住宅の効果的なPRに関する専門の知識と企画力が求められるため、企画競争により契約相手先の選定を行った。当該法人は、最も高い評価の企画提案を行ったことから、会計規程第51条第3項第1号に基づき当該法人と随意契約を行ったものである。	-				
令和7年度UR賃貸住宅入居促進（セールス）に係るWEB広告出稿業務（1月請求分）	分任契約担当役 本社 総務部長 丹 圭一 神奈川県横浜市中央区本町6-50-1	令和7年12月25日	(株) 電通 東京都港区東新橋1-8-1	5010401143788	73,749,864円	73,749,864円	100.0%	本業務は、当機構のUR賃貸住宅をPRし入居促進を図る業務である。当該業務には賃貸住宅の効果的なPRに関する専門の知識と企画力が求められるため、企画競争により契約相手先の選定を行った。当該法人は、最も高い評価の企画提案を行ったことから、会計規程第51条第3項第1号に基づき当該法人と随意契約を行ったものである。	-				
令和7年度UR賃貸住宅入居促進（ブランド）に係るWEB広告出稿業務（1月請求分）	分任契約担当役 本社 総務部長 丹 圭一 神奈川県横浜市中央区本町6-50-1	令和7年12月25日	(株) 電通 東京都港区東新橋1-8-1	5010401143788	55,000,000円	55,000,000円	100.0%	本業務は、当機構のUR賃貸住宅をPRし入居促進を図る業務である。当該業務には賃貸住宅の効果的なPRに関する専門の知識と企画力が求められるため、企画競争により契約相手先の選定を行った。当該法人は、最も高い評価の企画提案を行ったことから、会計規程第51条第3項第1号に基づき当該法人と随意契約を行ったものである。	-				
令和7年度UR賃貸住宅入居促進（くらしのカレッジ）に係るWEB広告出稿業務（1月請求分）	分任契約担当役 本社 総務部長 丹 圭一 神奈川県横浜市中央区本町6-50-1	令和7年12月25日	(株) 電通 東京都港区東新橋1-8-1	5010401143788	3,300,000円	3,300,000円	100.0%	本業務は、当機構のUR賃貸住宅をPRし入居促進を図る業務である。当該業務には賃貸住宅の効果的なPRに関する専門の知識と企画力が求められるため、企画競争により契約相手先の選定を行った。当該法人は、最も高い評価の企画提案を行ったことから、会計規程第51条第3項第1号に基づき当該法人と随意契約を行ったものである。	-				
令和7年度認知度調査業務	分任契約担当役 本社 総務部長 丹 圭一 神奈川県横浜市中央区本町6-50-1	令和7年12月11日	(株) ロイヤリティマーケティング 東京都渋谷区恵比寿1-1-8-14	1011001058851	4,499,000円	4,214,100円	93.7%	本業務は、UR都市機構の企業広報の効果検証及びUR都市機構に対する世間の認知度・好感度など現状を把握することを目的として行うものである。上記目的を達成するためには、豊富な実績と企画制作力が求められるため、企画提案競技により選定を行った。その結果、当該法人の提案内容が総合的に最も優れていたため、会計規程第51条第3項第一号に基づき、随意契約を行ったものである。	-				

随意契約の結果

【令和7年12月分】 役務・物品購入

独立行政法人都市再生機構本社

工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量等	契約担当役の氏名及びその所属する支社等の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名及び住所	契約相手方の法人番号	予定価格	契約金額	落札率	随意契約によることとした理由	再就職役員数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
令和7年度日経グループクロスメディア企画等業務	分任契約担当役 本社 総務部長 丹 圭一 神奈川県横浜市中央区本町6-50-1	令和7年12月15日	(株)電通 東京都港区東新橋1-8-1	5010401143788	38,665,000円	38,665,000円	100.0%	本業務は、UR都市機構のブランド価値及び社会的認知の向上を図ることを目的とするものである。上記目的を達成するためには、豊富な実績と企画制作力が求められるため、企画提案競技により選定を行った。その結果、当該法人の提案内容が総合的に最も優れていたため、会計規程第51条第3項第一号に基づき、随意契約を行ったものである。	-				
令和7・8年度技術監理部門情報化システム維持管理業務	分任契約担当役 本社 総務部長 丹 圭一 神奈川県横浜市中央区本町6-50-1	令和7年12月4日	T I S (株) 東京都新宿区西新宿8-1-7-1	2010001134133	9,219,100円	9,152,000円	99.3%	本業務は、機構が行う業務及び工事管理の円滑な遂行、並びに業務及び工事に関する情報の適切な管理を行うために開発された「技術監理部門情報化システム」についての保守サポート、問合せ対応、ソフトウェア・データ等を適切な状態で維持管理する業務である。本業務の実施にあたっては、業務に精通していることが必要であることから、参加意識確認書の提出を招請する公募を実施したが、応募要件を満たすと認められる者が他にいなかったため、会計規程第51条第3項第1号に基づき当該特定法人と随意契約を行った。	-				
令和7年度法人文書・情報公開等管理システム等の改修業務	分任契約担当役 本社 総務部長 丹 圭一 神奈川県横浜市中央区本町6-50-1	令和7年12月9日	(株)URシステムズ 東京都江東区東陽2-2-20	6010601048555	16,698,000円	13,798,400円	82.6%	本業務は、機構の法人文書・情報公開等管理システムの改修を行うものである。業務の実施にあたっては、運用に支障を与えないよう当該システム等に精通していることが必要である。このため、従前から当該システム等の改修を行った者を特定法人とし、特定法人以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意識確認書の提出を招請する公募を実施したが、期限までに提出がなかったため、会計規程第51条第3項第1号に基づき、当該特定法人と随意契約を行ったものである。	1人				
令和8・9年度E T Lソフトウェア等に係る保守サポート	分任契約担当役 本社 総務部長 丹 圭一 神奈川県横浜市中央区本町6-50-1	令和7年12月23日	T I S (株) 東京都新宿区西新宿8-1-7-1	2010001134133	22,220,000円	21,627,738円	97.3%	本業務は、機構の経営管理システムの保守サポートである。業務の実施にあたっては、運用に支障を与えないよう当該システム等に精通していることが必要である。このため、従前から当該システム等の保守を行った者を特定法人とし、特定法人以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意識確認書の提出を招請する公募を実施したが、期限までに提出がなかったため、会計規程第51条第3項第1号に基づき、当該特定法人と随意契約を行ったものである。	-				
令和8・9年度B Iソフトウェア等に係る保守サポート	分任契約担当役 本社 総務部長 丹 圭一 神奈川県横浜市中央区本町6-50-1	令和7年12月23日	T I S (株) 東京都新宿区西新宿8-1-7-1	2010001134133	86,130,000円	84,686,778円	98.3%	本業務は、機構の経営管理システムの保守サポートである。業務の実施にあたっては、運用に支障を与えないよう当該システム等に精通していることが必要である。このため、従前から当該システム等の保守を行った者を特定法人とし、特定法人以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意識確認書の提出を招請する公募を実施したが、期限までに提出がなかったため、会計規程第51条第3項第1号に基づき、当該特定法人と随意契約を行ったものである。	-				
令和8・9年度E R Pソフトウェア等に係る保守サポート	分任契約担当役 本社 総務部長 丹 圭一 神奈川県横浜市中央区本町6-50-1	令和7年12月23日	(株)日立製作所 東京都千代田区丸の内1-6-6	7010001008844	254,628,000円	248,292,000円	97.5%	本業務は、SAP社が提供する経理システムの中核ソフトウェア「SAP ERP 6.0」について、その機能を適切に維持し、運用するための保守サポートサービスを確保する業務である。本業務の実施にあたっては他社が構築したシステムのソフトウェア保守はシステムを習熟するための費用と時間が膨大であるため、新規事業者の参加は経済合理性の観点で難しく従前から当該業務を実施してきた法人（以下「特定法人」という。）を特定した上で、参加者の有無を確認する公募手続を実施した。公募の結果、期限までに参加意識確認書の提出がなかったため、会計規程第51条第3項第1号に基づき、特定法人と随意契約を行ったものである。	-				

随意契約の結果

【令和7年12月分】 役務・物品購入

独立行政法人都市再生機構本社

工事、業務又は物品購入等契約の 名称及び数量等	契約担当役の氏名及びその 所属する支社等の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名 及び住所	契約相手方の法人番号	予定価格	契約金額	落札率	随意契約によることとした理由	再就職 役員数	公益法人の場合			備 考
										公益法人の区分	国所管、都道府県 所管の区分	応札・応募者数	
システム関連技術支援業務（労働者派遣）借シス（令和8年1月1日～3月31日）	分任契約担当役 本社 総務部長 丹 圭一 神奈川県横浜市中区本町6-50-1	令和7年12月29日	(株) パソナ 東京都千代田区丸の内1-5-1	1010001067359	2,343,310円	2,343,310円	100.0%	本業務は機構における基幹系システムの入れ替えやサーバーの撤去等に関し、必要な知識・スキルを持った派遣労働者の受け入れを行うものである。実施に当たっては、当該業務に精通していることが必要ことから、企画提案競技方式に準じる手続きによることとした。当該法人からの提出資料を審査した結果有効なものと認められたため、会計規程第51条第3項第1号の規定に基づき、随意契約を行ったものである。	-				

- ※1 単価契約の場合は、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。
 ※2 公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
 ※3 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

【対象となるもの】
 ・予定価格が250万円を超える工事又は製作
 ・予定価格が100万円を超える財産の買入れ
 ・予定賃借料の年額又は総額が80万円を超える物件の借入
 ・予定価格が100万円を超える役務
 ただし、機構の行為を秘密にする必要があるものを除く。